

災害時協力井戸を募集します!!

震災等の災害により上水道が長期間断水状態になった場合に備え、飲み水以外（トイレ、掃除など）に使用できる水を確保するため、町内にある井戸を井戸所有者の協力をいただき災害時協力井戸として登録することとしました。

登録の要件

- 本町の区域内に所在する井戸。
- 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用できるもの。
- 災害時に無償で井戸の使用及び井戸水を提供していただける。
- 井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等が設置されている。
- 井戸枠などがあり、安全に使用できる。
- 井戸の所在地等を公表することについて同意していただけるもの。



登録手続の概要

- 災害時協力井戸登録申出書を提出してもらいます。
- 後日、災害時協力井戸登録可否決定通知書と指定の標識を交付します。
- 登録者は、標識を玄関等の見やすい場所に掲示していただきます。
- 町内で周知させていただきます。

※ 災害による断水の際の共助利用は生活用水(トイレ、掃除など)の利用に限るため、町が水質検査を行ったり、検査費用を助成したりすることはありません。

※ この制度は、井戸の所有者自身が井戸水を飲用することについて制限するものではありません。

問い合わせ先 総務課 ☎ 66-2401 (直通) FAX 27-1808

坂祝町子育て支援拠点施設の進捗状況について

坂祝町子育て支援拠点は、平成27年度からワークショップを積み重ね「基本構想」、「基本計画(案)」を策定し、坂祝町議会とは実施内容及び整備場所について協議を進めてまいりました。

当初は整備場所の候補地を中央公民館周辺としましたが、議会との合意形成を図ることができませんでした。その後坂祝町議会との協議を再度進め、整備場所を取組地内のコミュニティーセンター周辺としました。

実施内容は現在行っている業務の機能強化を図ることを目的とし、施設の手狭さの解消や、分散している事業を整備する施設で行えることとし、坂祝町議会との合意形成を図りました。

現在、施設整備のために現地測量、造成設計等を進めております。今後も坂祝町の子育て環境を整えることができるよう事業推進を図ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

